

札幌市立手稲中学校いじめ防止基本方針

令和4年4月1日

いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうる。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組んでいく。未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい生活の中で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行うことである。

そこで、本方針は、人権尊重の理念に基づき、手稲中学校のすべての生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ防止対策推進法」（以下法）及び「札幌市いじめ防止等のための基本方針」に基づき、いじめ問題を根絶することを目的にここに「いじめ防止基本方針」を策定する。

1. いじめの定義について

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

★具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをさせる

※ 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より

2. 基本理念について

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。また、教職員はいじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

3. いじめ対策組織について

(1) いじめ対策委員会(常設)

《構成メンバー》

学校長（顧問）、◎生徒指導主事（生徒指導部長）、○教頭、主幹教諭、学年代表、特別支援学級代表、養護教諭

※他の構成員が必要な場合は委員長がこれを招集する。

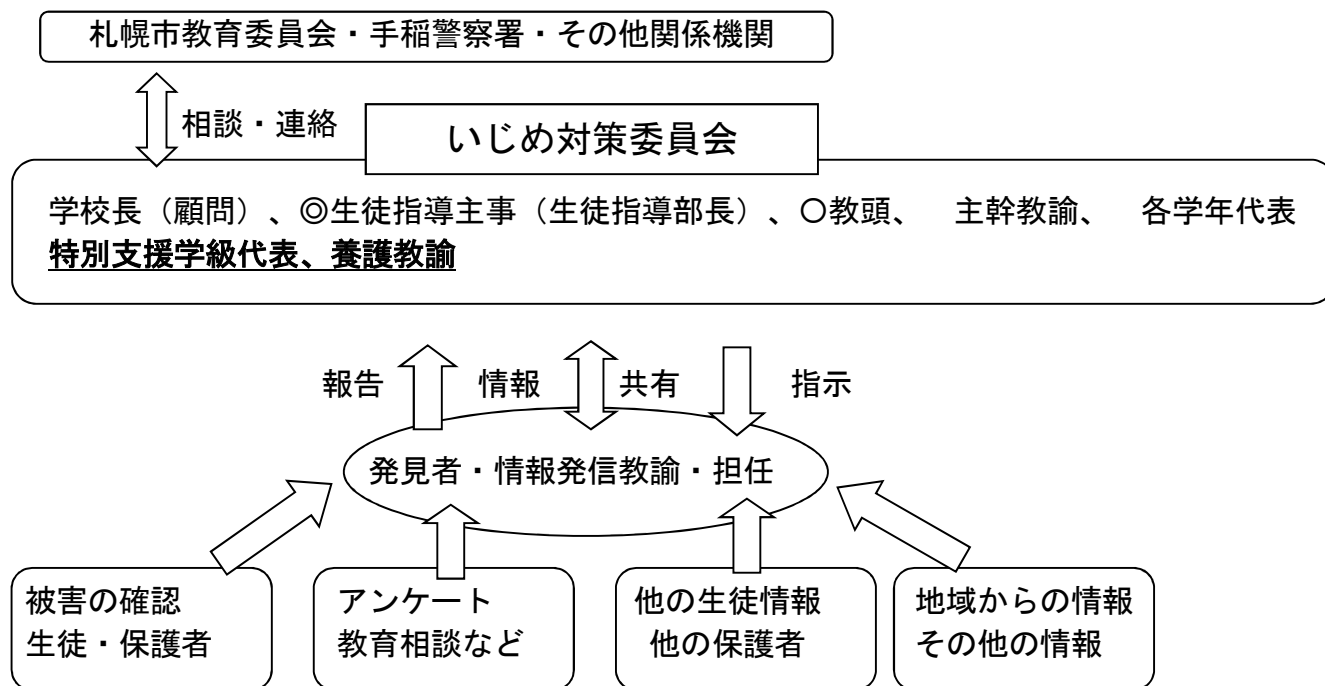
※校長は顧問としてこの会に参加し、指導・助言を行う。

- ① 生徒指導連絡会と兼ねることにより、月に2回情報交換を行う。
- ② この会の招集は委員長が行う

《役割》

- ① 学校の基本方針に基づく具体的な年間計画を作成する。
- ② いじめやいじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に関する情報の収集や記録、共有、対応を行う。
- ③ いじめや生徒指導に係る教職員の資質向上のための校内研修を実施する。
- ④ 学期ごとに取り組みの進捗状況、いじめの対応の検証と評価、必要に応じた基本方針や計画の見直し等を行う。（PDC Aサイクルの確立）
- ⑤ 事案発生時における迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導及び支援方針・役割分担の決定、保護者との連携を行う。
- ⑥ いじめ重大事案と判断される内容については、校長及び教頭の判断の下、関係機関との連携を図り対応する。

(2) 組織図



4. いじめの未然防止について

学校の教育活動全体を通じた人権教育や道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していきける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

また、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行うことが未然防止の基本となる。

(1) 人権教育の充実

- ① いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、生徒に理解させる。
- ② 生徒が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ③ いじめの4層構造について理解させ、周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする観衆は、いじめを積極的に支持することにつながることを理解させる。また、見て見ぬふりをする傍観者も、いじめを暗黙的に支持する存在であり、いじめられている生徒の味方にならないことを理解させる。

(2) 道徳教育の充実

- ① 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ② 「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ③ 生徒の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ④ 生徒の心が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「思いやり」「やさしさ」等に触れさせることによって、自分自身の生活や行動を省みさせ、いじめを抑止する。

(3) 体験教育の充実

- ① 生徒が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ② 福祉体験やボランティア体験等、自然体験等を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

(4) わかる授業の推進と授業規律の確保

- ① ペア学習・グループ学習、少人数指導などを取り入れ、話し合いを重視した授業を推進する。
- ② ICTの活用等、指導方法の工夫及び他の教員の授業参観、教材研究等授業改善に取り組み、わかる授業を実践し、自己肯定感・自己有用感を高める。
- ③ 「学習の約束」を守らせ、授業規律の共通理解・共通指導を行う。

(5) コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ① 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ② 生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くために、ピア・サポート等の具体的なプログラムを道徳の授業や学級活動に取り入れる。

(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ① 生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、携帯電話教室等を行う。
- ② 個人情報や誹謗中傷の書き込みをしないよう情報モラルについての指導を行う。

(7) 保護者や地域の方への働きかけ

- ① 学校公開や保護者会の開催、ホームページ、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ② P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ③ インターネットによるいじめについて、保護者に広く啓発して家庭での目配りを依頼する。
- ④ 保護者に対して、携帯電話・スマートフォン等の使用に関する家庭でのルール作りについて啓発していく。
- ⑤ 学校外でいじめの疑いがある場合を見かけた方からの学校への通報等の協力について、保護者や地域住民に周知する。
- ⑥ 手稲夜明かりでの生徒の様子について、巡視活動を行ったり、地域の方から情報を得るなど、生徒の様子のような側面を把握して、一人一人の指導に活かしていく。

(8) 職員研修

札幌市教育委員会の「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」及び、「札幌市立手稲中学校いじめ防止基本方針」をもとに職員研修を行う。

(9) 生徒会等の活動

- ① 生活常任委員会を中心とした「あいさつ運動」を実施する。
- ② 「命の大切さを見直す月間」に生活常任委員会を中心に「いじめ撲滅標語」を作成し、いじめを許さない環境づくりに向けた取り組みを行う。
- ③ 「絆プロジェクト」でのピア・サポートを通して、「支え合い」の啓発活動を実施する。

5. いじめの早期発見について

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付かにくい判断しにくい形で行われることを認識して対応する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員での確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し対応する。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有していく。

(1) 校内での情報交流

いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いや問題行動などに係る情報を集約し、全職員での共有を図る。

(2) 日常的な観察や生徒との対話を充実させる。

- ① 日常的な観察や声かけの関わり、出席状況の確認等により、生徒の変容を見いだす。
- ② 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配り「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、教職員が生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ③ 担任を中心に教職員は、生徒が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ④ 気になる行動・言動を察知した場合、個々の教職員が把握した情報を教職員全体で共有を図り、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

(3) 生徒およびその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

- ① 日常生活の中での教職員の声かけ等で教職員と生徒の信頼関係を形成し、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ② 保護者がいじめに気づいたときに、即座に学校へ連絡・相談できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。
- ③ いじめの相談は全教職員及び相談支援パートナー、スクールカウンセラーとし、相談しやすい環境づくりをする。
- ④ いじめの相談・通報の窓口をホームページ、学校だより、などを活用し、生徒及び保護者、地域住民に周知する。
- ⑤ 気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。
- ⑥ 担任と教育相談部会、スクールカウンセラーとの連携・協力を図る。

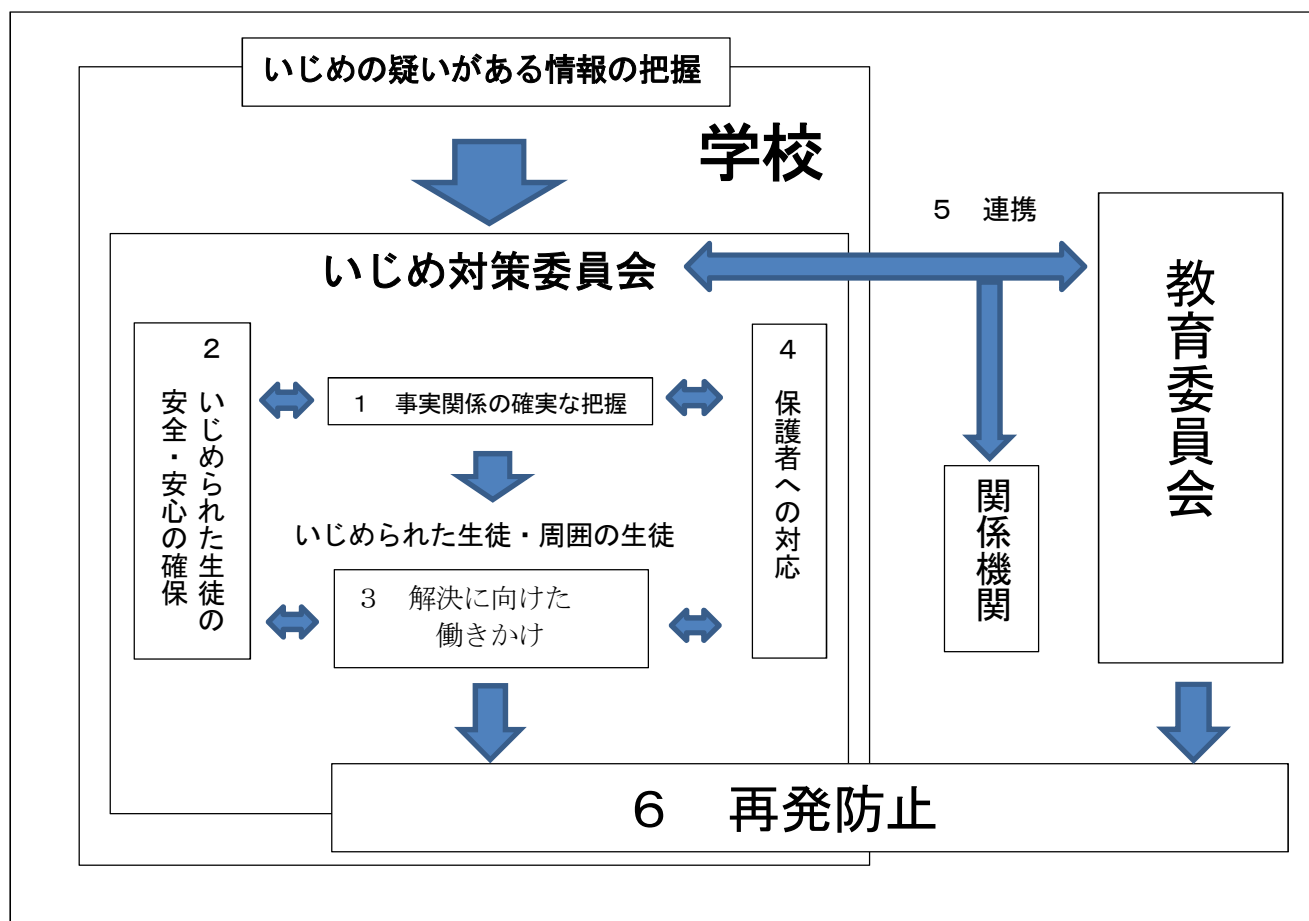
(4) 教育相談の実施

学校独自のアンケートを1学期及び2学期に実施し、その結果をもとに、1学期及び2学期に教育相談を全生徒対象に行う。

(5) いじめ実態調査アンケート

- ① アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、札幌市教育委員会の調査を11月に実施する。ただし、状況に応じて適時実施する。
- ② 記名、無記名、持ち帰り等、生徒の実情に応じた方法に配慮する。
- ③ いじめ調査実施後、該当生徒と担任との面談を行い詳細を把握し、いじめ対策委員会に報告する。

(6) 発見・対応の流れ



6. いじめを認知した場合の対応について

発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに学年代表・生徒指導主事に報告し、いじめ対策委員会の方針のもと組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関や専門機関と連携し、対応に当たる。

(1) 正確な実態把握

- ① 発見・通報を受けた場合は、一人で抱え込まず、速やかに学年代表・生徒指導主事に報告する。
- ② いじめ対策委員会の方針のもと組織的に対応する。
- ③ 指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。

- ④ 教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ⑤ 教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。
- ⑥ 関係した全ての生徒に対し個々に聴き取り、記録する。
- ⑦ 集約した情報は5W1Hを明確にした整理をし、関係する生徒に再確認する。
- ⑧ 他校の生徒との間のいじめの場合は、事実の確認や解決に向けた働きかけを、他校と連携して行う。

(2) いじめられた生徒への対応

- ① いじめられている生徒の立場や発達段階を考慮し、いじめの事実関係を正確に把握する。その際、担任との関係等に配慮し、最も信頼関係にある教職員が聴き取りをする。また、聴き取りに当たっては、「いつ、どこで、誰に、何をされた(言われたか)」を本人に具体的に確認しながら記録する。
- ② いじめた生徒からの聴き取りや目撃した生徒からの聴き取りと相違点があれば、いじめられた生徒の心情に配慮しながら再度確認し、事実の確認を正確にする。
- ③ 保護者に把握した事実と今後の対応を伝える。
- ④ いじめられた生徒が心配していること、不安に思うことを共感的に聴き取り、スクールカウンセラー等と十分に相談しながら心のケアにあたる。
- ⑤ 見守りなどの確実な安全確保と教育相談の計画を立て、いじめられた生徒が安心して学校生活を送ることができるよう留意する。

(3) いじめを行った生徒への対応

- ① 個別にいじめの事実と経過を、冷静かつ客観的に聴く。事実関係の確認は「いつ、どこで、誰に、誰が、何をした(言った)か」を具体的に確かめながら記録する。
- ② 複数の教員で聴き取った内容やいじめられている生徒や目撃した生徒からの聴き取りに相違点があれば再度確認し、事実の確認を正確にする。
- ③ いじめを行った生徒へは、「いじめは人格を傷つけ、生命・身体または財産を脅かす行為」であることを理解させ、その責任を自覚させる。また、一定の教育的配慮のもと、特別計画による指導の他、出席停止制度の適切な運用や警察との連携による措置も含め毅然とした対応をする。
- ④ 保護者に把握した事実と今後の対応を伝える。
- ⑤ いじめたという事実にとどまらず、いじめた生徒の抱える問題などに目を向けた指導を行う。
- ⑥ いじめを受けた生徒の苦しみを理解させるとともに、自分の行為の責任を自覚させる指導をする。
- ⑦ いじめを受けた生徒に本心から謝罪できるようにすることで、人間関係の修復に努める。

(4) 周囲の生徒への対応

- ① いじめを受けた心の痛みや苦しみを理解させ、見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為もいじめと同様であることを理解させ、いじめる側が悪いという意識をもたせる。
- ② いじめをやめさせるかいじめの事実を担任等に速やかに報告するよう指導する。

(5) 保護者との連携

- ① いじめられた生徒の保護者には、いじめの情報を把握したその日のうちに直接会い、把握した事実関係を途中段階でも迅速に伝えるなど、速やかな対応を行う。
- ② いじめた生徒の保護者には、事実関係を正確に伝えるとともに、以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。
- ③ インターネットによるいじめの発見などについて保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- ④ いじめの内容によっては、学校公開（授業公開や各行事）や保護者会などを通じて、保護者との連携を深める。

(6) いじめの解消

- ① いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該生徒を日常的に注意深く観察する。
- ② いじめの被害生徒がいじめにより心的に不安定になっている場合等には、いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、随時、必要な支援を行う。
- ③ 生徒が真にいじめ問題を乗り越えた状態とは、被害生徒に対する謝罪だけではなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去等を経て、双方の当事者や周りの者全員が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すことをもって達成されるものとする。

★いじめが解消している状態の要件

- ・ 被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ・ 被害生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(7) 再発防止

- ① 継続的に指導・支援及び見守りを行い、いじめられた生徒が安心して学校生活を送ることができるよう留意する。
- ② スクールカウンセラー等を活用し、生徒の心のケアを図る。
- ③ 生徒のプライバシーに十分留意しながら、再発防止へのねらいを含めた学級指導、学年指導、全校指導を行う。
- ④ いじめが解決したと思われた後も、生徒の様子を把握し、必要な対応を行う。また、再発防止に向けて関係する保護者と定期的に情報を交換する。

7. 重大事案への対処について

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等）や、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に調査に着手）、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがある場合には、次の対処を行う。

（1）重大事態発生の報告

学校から札幌市教育委員会に重大事態の発生を報告する。

（2）調査主体の判断

学校は、札幌市教育委員会に学校と札幌市教育委員会とのどちらが調査の主体になるかの判断を委ねる。札幌市教育委員会は、発生した重大事態の特性や経緯、いじめられた生徒または保護者の申し立てなどを踏まえ判断する。

〈市立学校が調査の主体の場合〉

学校の調査組織に弁護士などの専門家を加えて実施

〈札幌市教育委員会が調査主体の場合〉

「札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会」で実施

いじめ防止対策推進法における重大事態発生後の対応フロー

重大事態の発生

（1）重大事態発生の報告

- 学校より札幌市教育委員会へ
- 札幌市教育委員会から市長へ

（2）調査主体の判断

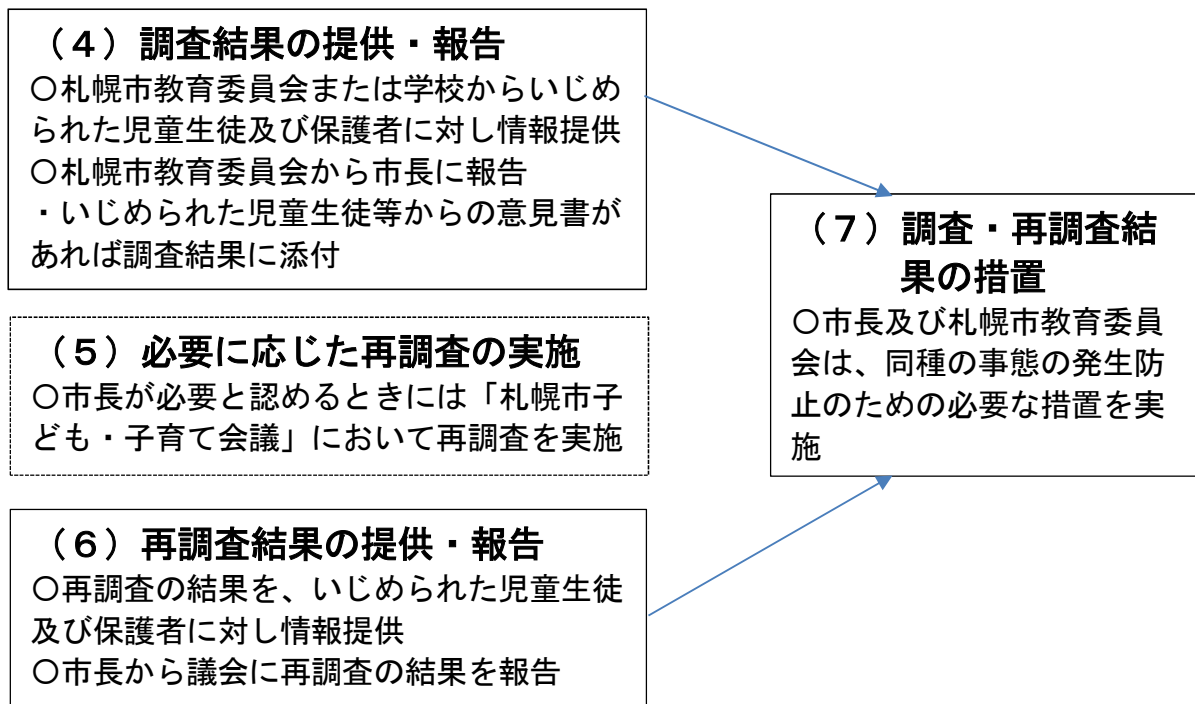
- 札幌市教育委員会が経緯や事案の特性等により判断

市立学校に弁護士等の専門家を加えた調査組織による調査

札幌市教育委員会の附属機関による調査（札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会）

（3）調査の実施

- 質問紙や聴き取り等により調査
- 調査主体から札幌市教育委員会へ報告



8. 公表・点検・評価等について

- (1) 「手稲中学校いじめ防止基本方針」を年度初めの学校運営説明会で説明し、ホームページに掲載し公表する。
- (2) いじめ対策委員会で、学期ごとに取り組みの進捗状況、いじめの対応の検証と評価、必要に応じた基本方針や計画の見直し等を行う。
- (3) いじめを隠蔽せずいじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
 - ② いじめの未然防止及び再発防止の取り組みに関すること。

<参考>

- ・文科省「いじめ防止対策推進法の公布について(H25.6)
- ・文科省「学校における自殺予防教育導入の手引き」(H26.7)
- ・札幌市教育委員会「いじめの未然防止」
- ・札幌市教育委員会リーフレット「心の扉を開こう」(H27.1)
- ・札幌市教育委員会「子どもの命の大切さを見つめなおす月間」実施要領
- ・札幌市教育委員会「私たちの道徳」活用のために
- ・札幌市教育委員会「子ども理解に関わる研修会」配布資料
- ・札幌市いじめの防止等のための基本的な方針(H28.6)
- ・札幌市いじめの防止等のための基本的な方針(R1.6)

手稲中学校いじめ対策委員会 年間計画

	主な取り組み	主な内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回いじめ対策委員会 ・全体研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間計画の確認 ・手稲中学校いじめ防止基本方針の確認、交流
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域への働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営説明会、HP等で手稲中学校いじめ防止基本方針についての周知
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談活動① ・SNS講演会（予定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談アンケートの取り組み、相談活動 ・外部講師を招いてのインターネットに係るいじめについての全校道徳
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめ対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状把握と交流（学校が認知したいじめの状況報告①：市教委）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・「命を大切にすする月間の取り組み」 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ撲滅標語作り ・生活委員会によるいじめ撲滅標語の掲示物作成
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回いじめ対策委員会 ・「悩みやいじめアンケート調査」 ・教育相談活動② 	<ul style="list-style-type: none"> ・「悩みやいじめアンケート調査」の取り組み、教育相談を基にした現状把握、交流、対策検討 ・教育相談アンケートの取り組み、相談活動
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回いじめ対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状把握と交流（学校が認知したいじめの状況報告②：市教委）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回いじめ対策委員会 ・全体研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価を基にした1年間の取組の反省、交流（学校が認知したいじめの状況報告③：市教委） ・手稲中学校いじめ防止基本方針の見直し、検討

※年間を通して生徒指導連絡会を開催し情報交流を行う（2週に1回木曜日1時間目）